

## ○箕輪町工場等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箕輪町企業振興及び誘致条例（平成17年箕輪町条例第40号。以下「条例」という。）第3条第5号の規定に基づき、工業等の誘致の促進と工業施設の近代化を図るため、工場等の新增設に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費等)

第2条 条例第5条第2号に規定する補助金の対象事業の内容、補助金額及び交付時期については、別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、統合譲渡等により引き続き事業を継承する場合は対象外とする。

(補助金交付要件)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号に定める要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 工業等（条例第2条第3号に規定する工業等をいう。）を営む者
- (2) 町内に事業所を設置しようとする者又は事業所を有する者で、青色申告書を提出する法人又は個人であること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、箕輪町工場等設置事業補助金交付申請書（様式第1号）により関係書類を添えて、補助対象年度ごと町長に申請するものとする。ただし、町長が必要でないと認める書類については、添付を省略することができる。

(補助金交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときはこれを審査し産業振興上適当と認めるときは速やかに交付決定し、箕輪町工場等設置事業補助金交付決定書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(届出の義務)

第6条 補助金交付の決定通知を受けた者（以下「決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、箕輪町工場等設置事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を、その事実の生じた日から10日以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 条例第4条の基準を欠いたとき。
- (2) 取得固定資産の内容に変更があったとき又は当該固定資産税額に変更が生じたとき。
- (3) 事業を承継したとき。
- (4) 事業を廃止又は休止したとき。

(実績報告)

第7条 決定者は、当該補助対象事業が完了したときは、速やかに、箕輪町工場等設置事業実績報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、内容の審査及び現地調査等により補助金の額を確定し、箕輪町工場等設置事業補助金交付確定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 決定者は、補助金の支払いを請求しようとするときは、箕輪町工場等設置事業補助金支払請求書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

別表第1 (第2条関係) 固定資産税に対する補助

事業名称	補助対象事業の内容	補助金額	交付時期
工場等設置事業	町内に工場等を有しない者(以下「新規企業」という。)が新たに工場等を設置し、又は町内に工場等を有する者(以下「既存企業」という。)が、新たに異なる業種の事業を営むために工場等を町内に設置する場合	工場等の設置に伴う建物、及びその敷地である土地(土地を取得して1年以内に建物を建設した場合に限る。以下同じ。)に係る初年度から3年度分の固定資産税年額相当額	補助金交付の決定を受けた者の各年度の固定資産税年額納付後
	既存企業が新たに工場等を町内に増設又は移設する場合	工場等の設置に伴う建物、及びその敷地である土地に係る初年度から初年度分の固定資産税年額相当額	補助金交付の決定を受けた者の初年度の固定資産税年額納付後
	新規企業又は、既存企業が新たに償却資産を取得し、町内に設置する場合(中小企業者以外)	取得した償却資産(機械及び装置に限る。)に係る初年度分の固定資産税相当額。ただし、200万円を限度とする。	補助金交付の決定を受けた者の初年度の固定資産税年額納付後
	新規企業又は、既存企業が新たに償却資産を取得し、町内に設置する場合(中小企業者)	取得した償却資産(機械及び装置に限る。)に係る初年度分の固定資産税相当額。ただし、300万円を限度とする。	補助金交付の決定を受けた者の初年度の固定資産税年額納付後

別表第2（第2条関係） 用地取得費に対する補助

事業名称	補助対象事業の内容	補助金額	交付時期
産業用地取得事業	<p>工場等を新設、増設又は移設するための用地を取得するもので次の各号に該当する場合</p> <p>(1) 用地取得面積 5,000 m<sup>2</sup>以上</p> <p>(2) 投下固定資産 当該用地の取得費を除く投下固定資産総額及び工場等の取得価格の合計が2億円を超えるもの</p> <p>(3) 操業開始時期 用地取得から3年以内</p> <p>(4) 新規雇用 雇用保険適用者の採用が見込まれること</p>	<p>用地取得費（用地の取得価格及び附随する補償費とし、用地取得に伴う租税公課、所有権移転登記費用等は含めない。）の30／100以内とする。ただし、3億円を限度とする。</p>	<p>補助金交付の決定を受けた年度を初年度とし、5年間の分割交付</p>

様式第1号 (第4条関係)  
 様式第1号 (第4条関係)

箕輪町工場等設置事業補助金交付申請書

年 月 日

箕輪町長

申請者 住所又は所在地  
 事業所名  
 代表者氏名 ㊟

箕輪町工場等設置事業の補助金 円を交付されるよう、下記のとおり申請します。

記

1 申請資産の所在地	箕輪町大字
2 投下固定資産総額	_____円 (内訳別紙 投下固定資産一覧表) <small>※投下固定資産とは、新設又は増設のために要した償却資産        (機械及び設備に限らず、償却資産の全て) のこと        ※1月1日から12月31日までに取得した償却資産の総額</small>
3 補助対象の固定資産税額	家屋 _____円 土地 _____円 償却資産 (補助対象は、機械及び設備のみ) _____円
4 業種 <small>※該当するものにレ点</small>	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 道路貨物運送業 <input type="checkbox"/> 倉庫業 <input type="checkbox"/> こん包業 <input type="checkbox"/> 卸売業
5 主要製品	
6 資本金	_____万円
7 従業員数	常勤役員 _____人・常勤従業員数 _____人 合計 _____人
8 青色申告	有 ・ 無    ※「無」の場合、補助対象外です。

※この申請に係る担当者

職名	氏名	連絡先

実施計画書（産業用地取得事業の場合）

事業所名

1 事業の概要

新增設の区分	新設・増設・移設					
事業実施期間 (予定)	着工	年	月	日		
	完了	年	月	日		
	操業開始	年	月	日		

2 投下固定資産の額

新設の投下固定資産			旧資産の投下資産額		
資産名	投下資産額	備考	資産名	投下資産額	備考

※投下固定資産の明細を添付してください。

3 従業員数の状況

区分	新規採用者		町外からの 配転者数	町内からの 配転者数	既雇用者数	計
	町内居住者					
新設						
移設・増設						

4 用地及び建物の面積

区分	用地 m <sup>2</sup>		建物（敷地） m <sup>2</sup>	
	対象面積	合計面積	対象面積	合計面積
新設・移設				
増設				

5 投資計画

投資計画	総事業費 千円			
	用地	使用目的		
		取得面積	m <sup>2</sup>	
		取得計画	ア 一括取得 イ 分割取得（ ）年～（ ）年計画	
		取得価格	千円	
	建物	千円		
償却資産	千円			

※添付書類

- 1 決算書（直近のもの）
- 2 法人登記事項証明書及び定款（新規企業のみ）
- 3 機械及び装置の場合
  - (1) 償却資産（増加資産）申告書・種類別明細書の写し
  - (2) 償却資産配置図（それぞれ場所がわかるように投下固定資産一覧表の図面番号を明記のこと）
- 4 家屋等新增設の場合（初年度のみ添付）
  - (1) 建築確認通知・検査済証の写し
  - (2) 建物の配置図・平面図（設計事務所図面）
  - (3) 建築工事請負契約書の写し
- 5 申請資産（機械及び装置・建物）の写真（取得価格3,000万円以上のもの）
- 6 箕輪町公害防止条例に基づく届出に対する意見書又は受理書
- 7 産業用地取得事業の場合
  - (1) 公図の写し
  - (2) 土地売買契約書の写し
  - (3) 土地の登記事項証明書
- 8 その他町長が認める書類

箕輪町工場等設置事業補助金交付決定書

申請者の氏名又は名称

様

年 月 日付けで申請のあった箕輪町工場等設置事業補助金として 円  
を交付します。ただし、次の条件を守ってください。

年 月 日

箕輪町長



- 1 補助金等は、当該補助事業等以外の目的に使用しないでください。
- 2 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（町長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに町長に報告してその承認を受けてください。
- 3 補助事業等を中止又は廃止しようとするときは、速やかに町長に報告してその承認を受けてください。
- 4 補助事業等の事業運営、経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金等の全部又は一部の返還をしてください。
- 5 補助対象経費納付完了後、別に定める様式により、補助事業等実績報告書を町長に提出してください。
- 6 箕輪町補助金等交付規則に基づく町長の指示に従ってください。

様式第3号（第6条関係）

（様式第3号）（第6条関係）

箕輪町工場等設置事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

箕輪町長 様

申請者 住所又は所在地  
名称又は称号  
氏 名 ㊟

年 月 日付けで申請しました箕輪町工場等設置事業の補助金交付申請を次のとおり変更（中止、廃止）したいので、承認願いたく申請します。

補助金交付申請額	変更前	千円
	変更額	千円
	変更後	千円
変更後の補助金の算出基礎	補助対象額	千円

1 事業の変更（中止、廃止）概要

事業の変更（中止、廃止）の理由  （事業費の変更内容等）	
------------------------------------	--

様式第4号（第7条関係）

（様式第4号）（第7条関係）

箕輪町工場等設置事業実績報告書

年 月 日

箕輪町長 様

申請者 住所又は所在地  
名称又は称号  
代表者氏名 ㊟

年 月 日付けで交付決定のありました箕輪町工場等設置事業が次のとおり完了したので報告します。

- 1 補助事業完了年月日 年 月 日
- 2 補助事業の成果等
- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 工場の建設費     | 円 |
| (2) 機械及び装置の取得費 | 円 |
| (3) 用地取得費      | 円 |
- 3 補助金交付の確定を受けたい額 円
- 4 添付書類 固定資産税領収書（写し）又は納税証明書

\*以下記入不要

上記の報告事項について審査しました。

年 月 日

審査担当者職氏名 ㊟

審査結果の意見

様式第5号（第8条関係）  
（様式第5号）（第8条関係）

第 号  
年 月 日

申請者の氏名又は名称  
様

箕輪町長



箕輪町工場等設置事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けの箕輪町工場等設置事業実績報告書を審査した結果、次の金額を箕輪町工場等設置事業補助金として確定します。

金額 円

様式第6号（第9条関係）  
（様式第6号）（第9条関係）

工場等設置事業補助金支払請求書

年 月 日

箕輪町長 様

請求者 住所又は所在地  
名称又は称号  
代表者氏名 ㊤

年 月 日付けで交付確定のありました箕輪町工場等設置事業補助金の支払を下記のとおり請求します。

記

補助金支払請求額 円

（振込先）

金融機関名	支店
口座種類	普通・当座
口座番号	
口座名義	